

# ジャンボタニシの被害を防ぎましょう

ジャンボタニシ（学名：スクミリンゴガイ）は南米原産の淡水産巻貝で、食用目的として輸入されましたが、貝の放棄、養殖場から逃げ出したものが野生化しました。

このジャンボタニシは、日が暮れると水中から上がってきて、草や水路の壁に赤い卵を約2カ月から3カ月で数千個産みます。そのため気味悪がられます。

卵は、約2週間でふ化し、約2か月で殻高2センチから3センチ以上のジャンボタニシになります。



## ジャンボタニシによるイネの被害

水稲では、田植え後の柔らかい葉（苗）を食べ、被害を与えます。稲が大きくなるとほとんど食べません。また、主に水中でエサを摂取するので、深水の場合に被害が大きくなります。

## ジャンボタニシの防除対策

除去する時は、素手では触れずゴム手袋等を使用し、適正に処理してください。放置すると腐臭やカラスが群がるなどの原因になりますので注意しましょう。

### 駆除方法

- 1～3月**
  - 貝、卵塊を見つけたい補殺します。卵塊は水中で死滅しますので、産卵後早期に水中に払い落としましょう。
  - 越冬場所である用排水路の泥上げ、雑草除去、水田の不要な水の落水を行い、生育場所をなくしましょう。地区全体で実施すると効果が高まります。
  - 田面を乾かし、厳寒期に耕起することで越冬中の貝を寒気にさらしたり、貝を破壊して殺します。耕うん時には走行速度を遅く、回転数を早くし、浅く細かく耕すと貝が破壊されます。数回耕起すると効果が高くなります。
- 4～5月**
  - 水田取水口にネットや金網を設置し、侵入を防ぎましょう。網目は5mm以下が望ましいです。
  - 移植後2～3週間は水深4cm以下の浅水管理を行うことで、ジャンボタニシの活動を抑えましょう。
  - 薬剤防除は、スクミノン、キタジンP粒剤、パダン粒剤4など使用基準を守りながら、使用しましょう。

【問合せ】 大分県東部振興局 農山漁村振興部 ☎0978-72-0409  
国東市役所 農政課 ☎0978-72-5167

## 農業振興地域整備計画の変更(農振除外)の手続きのご案内

### 平成27年4月から受付期間が変更となります

#### 農振整備計画の変更（農振除外）とは

国東市では、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地（以下「青地」という）として指定しています。

農業振興地域内の農地には青地と、その他農用地（白地）の2種類があります。青地に指定されている土地は、農業以外の目的として利用することはできません。やむを得ず農業以外の用途（住宅、工場、資材置き場等）を計画される際には、事前に青地からの除外手続きが必要となります。申請によっては除外ができない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

#### 書類受付期間

平成27年度より4月、7月、10月、1月の月末（ただし月末が土日祝日の場合はその前日）までとなります。受付期間の翌月に審議会を開催します。

#### 申請書類提出先

農政課または各総合支所産業建設課へ提出してください。  
※申請してから除外の決定まで、およそ半年ほどかかります。申請される場合は早めにお願います。

【問合せ】 農政課農政係 ☎0978-72-5167

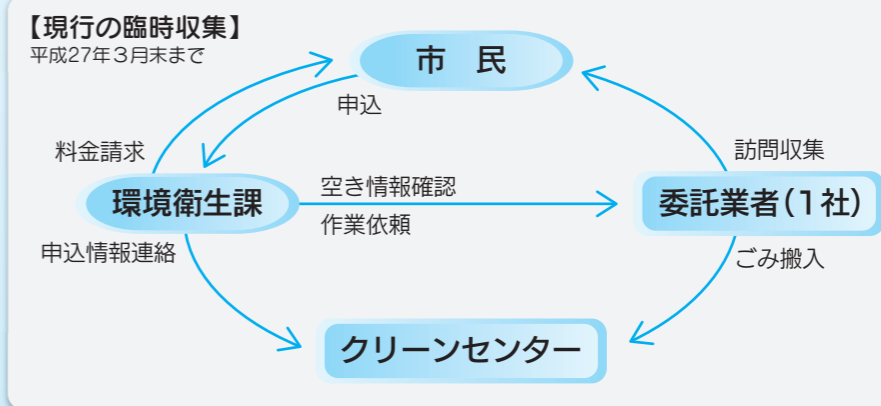
平成27年4月から

## 多量ごみや粗大ごみの臨時収集制度が変わります

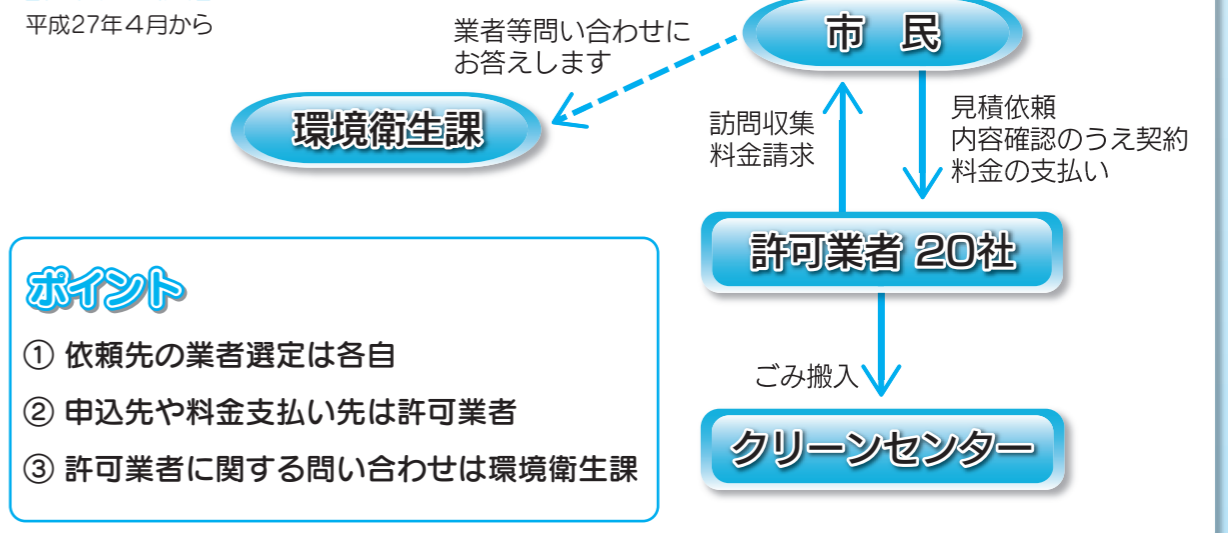
家庭から排出される一時的な「多量ごみ」や指定ごみ袋に入らない「粗大ごみ」を処分する場合は、クリーンセンターに直接搬入するか、臨時収集制度（市が委託する業者が戸別収集）を利用して処理するようになってきましたが、平成27年4月1日から、臨時収集制度を下記のとおり変更することとしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

### 変更内容

	現行（平成27年3月末まで）	変更後（平成27年4月から）
申し込み	市（環境衛生課）に書類による事前申込み	国東市が収集運搬を許可した業者へ直接申込み（以下、許可業者という）
実施業者	市が委託する業者（1社）	許可業者20社（平成27年2月現在）
料金	5,250円/2t車1回収集	各許可業者の規定料金
料金支払先	後日送付する納付書で市に納付	実施した許可業者へ直接支払
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別、袋詰めが必要</li> <li>・2tトラックが侵入できる場所までの搬出が必要</li> <li>・委託業者が1社なので、実施できる日が限られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての許可業者が実施できるように変更</li> <li>・希望する作業（ごみの分別や屋外への搬出など）を追加できる</li> <li>・業者選定では、複数業者から見積比較することをお勧めします</li> </ul>



### 【変更後】平成27年4月から



### ポイント

- ① 依頼先の業者選定は各自
- ② 申込先や料金支払い先は許可業者
- ③ 許可業者に関する問い合わせは環境衛生課

【問合せ】 環境衛生課 ☎0978-72-9001